

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例 参考様式第1号

土砂埋立て等に係る土地使用同意書

土砂埋立て等について、()が行おうとする下記1の左欄の事項については、その右欄に記載する事項の内容について説明を受け、その内容を確認しました。ついては、裏面の留意事項を了承の上、私の所有する下記2の土地の使用について同意します。

記

1. 埋立て等を行う者の申請内容と説明内容

申請内容(該当するものに○を記載)	説明内容
土砂埋立て等の許可申請	①氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ②土砂埋立て等の目的 ③埋立て等区域の位置及び面積 ④土砂埋立て等の施工を管理する事務所(以下「管理事務所」という。)の所在地並びに当該管理事務所に置く管理責任者の氏名及び職名 ⑤土砂埋立て等に供する施設の設置に関する計画 ⑥土砂埋立て等に使用される土砂の量(m ³ 単位で小数点以下は切り捨て) ⑦土砂埋立て等の施工期間 ⑧土砂埋立て等の土砂の堆積量が最大となる時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状 ⑨土砂埋立て等に使用される土砂の搬入に関する計画 ⑩埋立て等区域外への排水の水質検査を行うために講ずる措置 ⑪土砂埋立て等が施工されている間における埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために講ずる措置及び埋立て等区域の周辺地域の生活環境を保全するために講ずる措置 ※土砂埋立て等が当該土砂埋立て等に係る埋立て等区域外への搬出を目的として行われるもの(一時堆積)の場合は、上記①から⑤まで及び⑨から⑪までのほか、以下の事項が必要です。 ⑫ 年間の土砂埋立て等に使用される土砂の搬入の予定量及び搬出の予定量 ⑬ 埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状
土砂埋立て等の変更許可申請	①氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ②変更の内容及びその理由
土砂埋立て等の地位承継承認申請	①氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ②泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例第8条の許可を受けた者の氏名、住所及び電話番号(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ③申請者が条例13条第1項第1号オの営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)

2. 埋立て等への使用に同意する土地

土地の所在地及び地番	地目	登記簿上の地積(m ²)

年 月 日

土地の所有者 住所

氏名

印

電話番号

(法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

【同意に当たっての留意事項】

- 1 土砂埋立て等を行うことについて同意をした土地の所有者は、次のことを行わなければなりません。
 - (1) 土砂埋立て等が行われている間、毎月1回以上、当該土砂埋立て等の施工状況を確認すること。
 - (2) (1)の確認の結果、許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告すること。
 - (3) 埋立て等区域において、土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報すること。
- 2 1(1)の確認又は1(2)の報告を怠った場合には、土地の所有者は、必要な措置を講ずるよう勧告又は命令（その勧告に従わない場合）を受けることがあります。
- 3 2の命令に違反した土地の所有者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例（抜粋）

（土地の所有者の同意）

- 第10条 申請予定者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、埋立て等許可の申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、当該申請が、第12条第1項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第10号までに掲げる事項を、同条第2項の規定によるものである場合にあっては同項第1号から第3号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、申請予定者と土地の所有者が同一である場合にあってはこの限りでない。
- 2 第14条第1項の変更許可の申請をしようとする者（以下「変更申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号及び第2号に掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、変更申請予定者と土地の所有者が同一である場合にあってはこの限りでない。
- 3 第24条第1項の承認の申請をしようとする者（以下「承認申請予定者」という。）は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該申請に係る埋立て等区域内の土地の所有者に対し、同条第2項第1号から第3号までに掲げる事項を説明し、その同意を得なければならない。ただし、承認申請予定者と土地の所有者が同一である場合にあってはこの限りでない。

（土砂埋立て等に係る土地の所有者の義務）

- 第28条 第10条各項に規定する同意をした土地の所有者は、当該同意に係る土砂埋立て等が施工されている間、規則で定めるところにより、定期的に、当該土砂埋立て等の施工の状況を確認しなければならない。
- 2 前項の同意をした土地の所有者は、同項の規定による確認の結果、第七条の許可又は変更許可の内容（第10条各項に規定する同意をした場合におけるものに限る。次条第1項第1号において同じ。）と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていることを知ったときは、直ちに、当該土砂埋立て等を行う者に対し当該土砂埋立て等の中止又は原状回復その他の必要な措置を講ずることを求めるとともに、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。
- 3 第1項の同意をした土地の所有者は、当該同意に係る埋立て等区域の土砂の崩落、飛散又は流出による災害が発生し、又はそのおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を知事に通報しなければならない。

（土砂埋立て等に係る土地の所有者に対する勧告及び命令）

- 第29条 市長は、第25条（同条第2項を除く。）の規定による命令（土砂埋立て等の停止の命令を除く。）をしたにもかかわらず、当該命令を受けた者が期限までにその命令に係る措置を講じないときは、当該命令に係る土砂埋立て等について前条第1項の同意をした土地の所有者で次の各号のいずれかに該当するものに対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- (1) 前条第1項の規定による確認（当該確認を行うべき時期において、埋立て等許可又は変更許可の内容と明らかに異なる土砂埋立て等が行われていた場合のものに限る。）を怠った者
- (2) 前条第2項の規定による報告を怠った者
- 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合であって、その者に対し、同項の必要な措置を講じさせることが相当であると認めるときは、当該必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第37条 第29条第2項の規定による命令に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

泉佐野市土砂埋立て等の規制に関する条例施行規則（抜粋）

（土地の所有者による土砂埋立て等の施工状況の確認）

- 第26条 条例第28条第1項の規定による施工の状況の確認は、次に掲げる事項について、当該施工に係る埋立て等区域において、毎月一回以上、行わなければならない。
- (1) 当該施工の状況が条例第10条各項の規定による説明を受けた内容に相違していないこと。
- (2) 当該埋立て等区域において土砂等の崩落、飛散若しくは流出による災害の発生又はそのおそれがないこと。
- 2 前項の場合において、当該埋立て等区域において確認することが困難な事情があるときは、条例第28条第1項に規定する土地の所有者は、他の者に確認させることにより行うことができる。